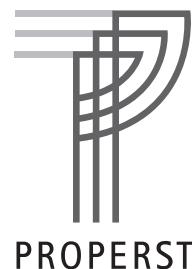


# 第38期 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

2024年8月27日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 開催場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号  
芝パークホテル 2階 「ローズの間」  
（末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## 目次

第38期定時株主総会招集ご通知	… 1
事業報告	5
計算書類	18
監査報告	20
株主総会参考書類	24

株式会社プロパスト

証券コード：3236

証券コード 3236

2024年8月6日

(電子提供措置の開始日 2024年8月5日)

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号  
株式会社 プロパスト  
代表取締役社長 津 江 真 行

## 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.properst.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プロパスト」または「コード」に当社証券コード「3236」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年8月27日(火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号  
芝パークホテル 2階 「ローズの間」
3. 目的事項  
報告事項 第38期(自2023年6月1日至2024年5月31日)  
事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する譲渡制限付株式の  
付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
- (1)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正した旨及び修正前・修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告「新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年8月26日(月曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年8月26日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年8月27日(火曜日)  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年X月X日

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

同様記入

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

郵便番号 XXXXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・5・6・7・8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※上記の議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

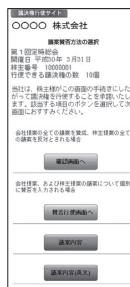
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

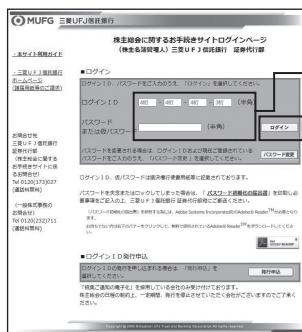
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度のが国経済は、このところ足踏みもみられますが、緩やかに回復しております。しかしながら、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

個人消費は、持ち直しの動きに足踏みがみられております。「家計調査」(4月)では、実質消費支出が前月比1.2%減となり、3カ月ぶりに前月水準を下回りました。また、消費者マインドを示す消費者態度指数(5月)は、前月比2.1ポイント低下し、2カ月連続で前月水準を下回る推移となっております。一方で、「商業動態統計」では小売業販売額(4月)が前月比1.2%増となっております。設備投資については、持ち直しの動きがみられます。「法人企業統計季報」(含むソフトウェア)では1～3月期が前期比4.2%減少しているものの、それまでの前2四半期において連続して増加となっております。輸出については、持ち直しの動きに足踏みがみられます。アジア向けの輸出は持ち直しの動きがペースダウンしており、アメリカ向けの輸出は増勢が鈍化し、EU向けの輸出は弱含んでおります。

当社が属する不動産業界においては、弱含みの動きがみられます。先行指標となる新設住宅着工戸数は、2024年4月が季節調整済年率換算値で880,000戸となりました。4月は前月比15.8%増となり4カ月ぶりの増加に転じました。一方で、首都圏マンションの初月契約率につきましては、5月が56.0%となり、好不況の分かれ目とされる70%を大幅に下回っており、23年1月以来の低水準となっております。

このような状況の中、当社は、賃貸開発事業及びバリューアップ事業における新規物件の取得や保有物件の売却及び分譲開発事業の個別分譲販売を進めてまいりました。この結果、当事業年度の業績は、売上高23,301百万円(前期比16.4%増)、営業利益3,056百万円(同19.5%増)、経常利益2,595百万円(同23.7%増)、当期純利益1,820百万円(同16.5%増)となりました。

当事業年度のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

## 分譲開発事業

### <主要な事業内容>

首都圏エリアを中心に当社の企画力・デザイン力を活かした分譲マンションを開発し、単身層や所謂パワーカップルといった方々を主たる顧客ターゲットとした魅力あるマンションを販売します。企画やデザインについては、当該物件の土地の特性や地域性及び周辺環境とのバランスを考慮して、プロジェクト毎に独立したコンセプトによる空間デザインを創り出します。このため、ネーミングに関しても、それぞれのコンセプトに相応しい個別のネーミングを行います。

売上高

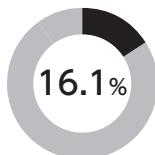
(単位：百万円)

3,755

0

第37期(2023年5月期) 第38期(2024年5月期)

売上高構成比



分譲開発事業では、自社物件としてガレリアドゥエル神田岩本町の52戸全戸の引渡が完了しました。その結果、売上高は3,755百万円（前期は、売上高はありませんでした。）、セグメント利益が443百万円（前期はセグメント損失3百万円）となりました。

## 賃貸開発事業

### <主要な事業内容>

首都圏エリアにおいて、駅近の利便性の高いマンション用地の取得を目指します。当該土地で中規模かつ中低層のRC（鉄筋コンクリート）造の賃貸マンションの開発を行います。マンションに当社のデザインを活かした、ハイセンス&ローコストな賃貸マンションを国内外の富裕者層や投資ファンド等に提供します。

売上高

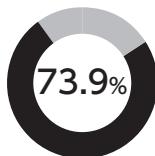
(単位：百万円)

17,226

13,202

第37期(2023年5月期) 第38期(2024年5月期)

売上高構成比

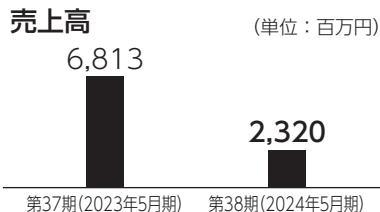


賃貸開発事業では、首都圏を中心に用地取得から賃貸マンションの企画・建築・販売を行っており、浅草橋7プロジェクト、南馬込3プロジェクト及び千鳥プロジェクト等、19プロジェクトを売却いたしました。この結果、売上高は17,226百万円（前期比30.5%増）となりました。また、コスト高の影響により収益性が低下したものの、依然として高い収益性を維持しており、販売棟数が前期の15棟から19棟へ増加したことに加えて、売却物件の地域優位性が評価されたことを受けて、セグメント利益は3,524百万円（同21.4%増）となりました。

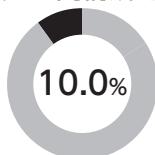
## バリューアップ事業

### <主要な事業内容>

首都圏エリアを中心に3億円～5億円程度の中古の収益ビル等を取得し、年数が経過したことにより外観や設備が経年劣化した不動産に効率的に改修を行うことで、既存の建物の質を高め、新たな付加価値を生み出すビジネスです。国内外の富裕者層を中心に売却を実施します。物件価格に応じた改修工事を実施することで効果的に付加価値を高め、短期間での売却及び資金回収を図ります。



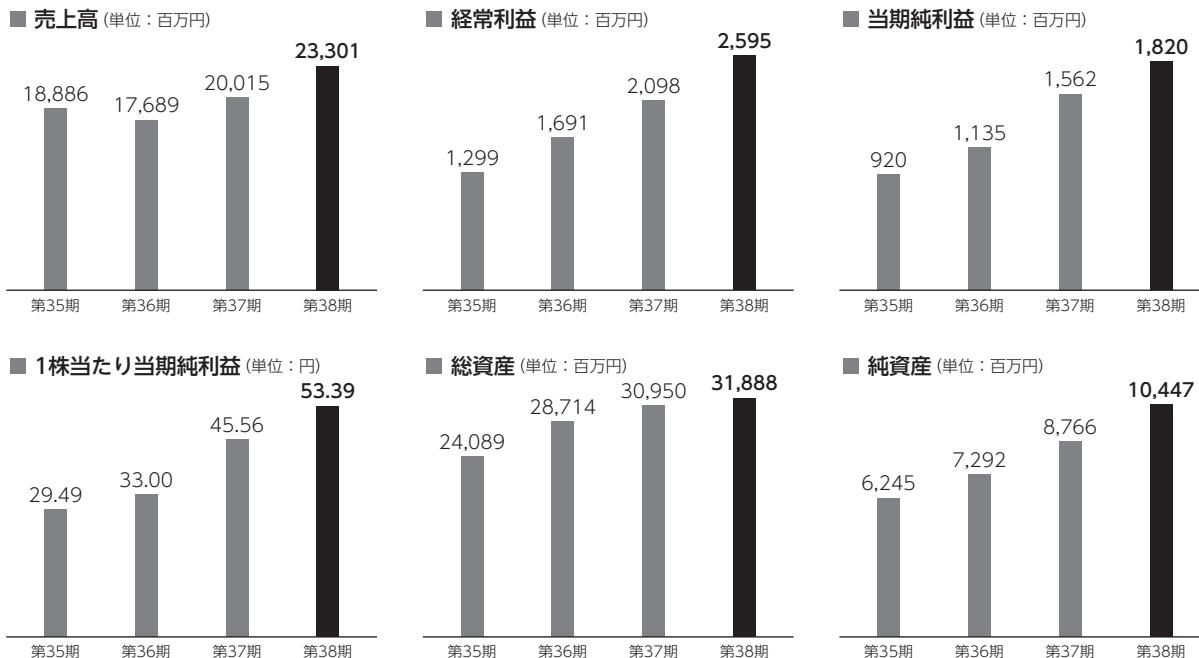
### 売上高構成比



バリューアップ事業では、中古のマンションを購入し、外観や設備が経年劣化した不動産に対して効率的に改修を行ったり、賃料の見直しや居住率のアップを目的としてリーシングを行ったりすることにより収益性を向上させ、既存の建物の付加価値を高めた上で売却しております。上大崎プロジェクト、豪徳寺プロジェクト及び東麻布2プロジェクト等の5物件を売却いたしました。収益性の高いエリアでの物件売却を進めたものの、販売棟数が前期の11棟から5棟へ減少した結果、売上高は2,320百万円(前期比66.0%減)、セグメント利益は350百万円(同63.1%減)となりました。

- ② 重要な設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 重要な資金調達の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第35期 (2021年5月期)	第36期 (2022年5月期)	第37期 (2023年5月期)	第38期 (当事業年度) (2024年5月期)
売 上 高 (百万円)	18,886	17,689	20,015	23,301
経 常 利 益 (百万円)	1,299	1,691	2,098	2,595
当 期 純 利 益 (百万円)	920	1,135	1,562	1,820
1株当たり当期純利益 (円)	29.49	33.00	45.56	53.39
総 資 産 (百万円)	24,089	28,714	30,950	31,888
純 資 産 (百万円)	6,245	7,292	8,766	10,447

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### ③ その他

株式会社シノケングループは、議決権比率で20%以上の当社株式を有することから、当社は株式会社シノケングループの関連会社であります。

### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の2点を対処すべき課題として認識し、企業価値を高め、株主の皆様の共同の利益を確保してまいります。

#### ① 物件の取得

地価及び建築費が共に上昇しており、新築マンションの販売価格は一段と上昇する可能性や利益率を押し下げる可能性があります。物価の上昇や海外の金融当局による利上げの動き等から金利上昇に伴う需要低下懸念はあるものの、都心部の駅に近い魅力的な物件は、供給が限られることや販売価格の先高観等から、需要は底堅く推移することが見込まれます。

当社としましては、これまでと同様に首都圏エリアにおける駅近等の利便性の高いレジデンス物件を中心に仕入れを行い、分譲開発物件については単身層や所謂パワーカップルといった方々を主たる顧客ターゲットとして捉えると共に、賃貸開発物件やバリューアップ物件については国内外の富裕層や投資ファンドを主たる顧客ターゲットとして事業展開を図る方針です。

物件取得に関しては、立地や価格に関して、売却想定価格を意識しつつ、より厳選した物件の取得を進めてまいります。

#### ② 財務基盤の強化

資金の回転率を高めることで借入金を増加を抑制すると共に、収益拡大を図ることで自己資本比率を高め、財務基盤の強化を図ってまいります。併せて、事業環境に応じて多様な資金調達方法を模索してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

事業区分	事業内容
分譲開発事業	分譲物件の開発、販売
賃貸開発事業	賃貸物件の開発、販売
バリューアップ事業	収益物件の改修、販売

## (6) 主要な営業所 (2024年5月31日現在)

当社本社 東京都港区麻布十番一丁目10番10号

## (7) 使用人の状況 (2024年5月31日現在)

## ①当社の事業区分別の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
不動産事業	32名	増減なし
全社(共通)	10名	2名減
合計	42名	2名減

(注) 当社は不動産事業の各部門が複数セグメントを並行して行っているため、セグメント別の記載はしていません。

## ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	2名減	40.4歳	8.0年

(8) 主要な借入先及び借入額 (2024年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 S B J 銀 行	2,010百万円
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	1,295百万円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	1,248百万円
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	1,150百万円
東 京 東 信 用 金 庫	1,069百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2024年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,147,915株 (自己株式1,195,520株含む)
- (3) 株主数 11,147名
- (4) 大株主 (上位10名)

氏名または名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社シノケングループ	12,342,500	36.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	738,000	2.17
株式会社ジュポンインターナショナル	432,700	1.27
株式会社九州リースサービス	373,100	1.10
野村証券株式会社	369,220	1.09
J P モルガン証券株式会社	359,000	1.06
上田八木短資株式会社	305,000	0.90
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	225,937	0.67
仙波 岳陽	214,000	0.63
扇原 世津子	202,300	0.60

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,195,520株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	60,200株	3名
社外取締役	16,000株	4名

- (注) 当社は監査役に対して株式報酬は交付していません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年5月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職
代 表 取 締 役 社 長	津 江 真 行	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	都 倉 茂	統括本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	矢 野 義 晃	管理本部長 兼 経営企画部長
取 締 役	玉 置 貴 史	(株)シノケングループ 専務取締役 COO (株)シノケンプロデュース 代表取締役社長 (株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長
取 締 役	萩 原 浩 二	(株)シノケングループ 法務室室長
取 締 役	三 浦 義 明	(株)シノケンハーモニー 代表取締役社長 (株)シノケンウェルネス 代表取締役社長
取 締 役	田 下 宏 彰	(株)小川建設 代表取締役社長 (株)小川建物 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	秋 山 高 弘	
監 査 役	井 上 勝 次	イノウエ税務会計事務所 (株)シノケングループ 監査役
監 査 役	大 倉 圭	(株)シノケングループ 社員 (株)シノケンアセットマネジメント 監査役 ジック少額短期保険(株) 監査役

- (注) 1.取締役 玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏及び田下宏彰氏は、社外取締役であります。  
2.監査役 秋山高弘氏、井上勝次氏及び大倉圭氏は、社外監査役であります。なお、監査役 秋山高弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
3.監査役 井上勝次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4.監査役 大倉圭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) **事業年度中に退任した取締役及び監査役**

該当事項はありません。

(3) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役4名及び社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) **補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(5) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、会社訴訟・株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償をすることとなった場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の違法行為等に起因する損害賠償請求等の場合には、填補の対象としないこととしております。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬体系は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、安定性を重視した固定報酬を基本とし、これに企業価値の向上・株主利益の追求に対するインセンティブとしての非金銭報酬を付与することとする。

#### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて同業種・同規模の他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

#### c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、退任時までの譲渡制限を付した株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績及び交付時の当社の株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年、一定の時期に支給する。

#### d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、金銭報酬と非金銭報酬等の具体的割合は決定しないが、非金銭報酬は当社の業績及び業績見通しを鑑み交付を決定するものとする。また、安定性を重視した金銭報酬を基本とする基本方針を踏まえ、非金銭報酬等を交付する場合は、金銭報酬の1/2を上回らない(交付時の株価による金銭換算想定)ものとする。

#### e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、株主総会によって決議された報酬総額(上限)の範囲内において、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、社外取締役と意見交換を行った上で、基本報酬の額及び非金銭報酬の株数のその具体的内容を決定する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 津江真行に対し、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役とその妥当性等について確認しております。

③ 役員報酬等にかかる株主総会の決議等

a. 取締役に対する報酬等

取締役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。

また、その一部分として、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、譲渡制限付株式による報酬額として年額20百万円以内（うち、社外取締役5百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は5名）です。

b. 監査役に対する報酬等

監査役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)
取締役 (うち社外取締役)	7名 (4名)	106 (12)	95 (9)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11 (11)	11 (11)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	10名 (7名)	117 (23)	106 (21)	11 (2)

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### **4. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

#### **5. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要課題であると考えております。普通株式における利益配分に関しては、業績の動向及び将来の成長、並びに財務体質の強化に向けて、引き続き自己資本比率30%以上の安定した資本確保を継続すると共に、株主資本配当率（D/E）等を総合的に勘案して配当額を決定しております。

# 貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	31,209	流 動 負 債	11,936
現 金 及 び 預 金	3,064	買 掛 金	99
売 掛 金	1	短 期 借 入 金	4,420
販 売 用 不 動 産	10,545	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,483
仕 掛 販 売 用 不 動 産	14,664	リ ー ス 債 務 金	0
貯 蔵 品	4	未 払 金	107
前 渡 金	2,527	未 払 費 用	127
前 払 費 用	401	未 払 法 人 税 等	489
そ の 他	0	前 受 金	108
貸 倒 引 当 金	△0	預 り 金	6
固 定 資 産	678	製 品 保 証 引 当 金	28
有 形 固 定 資 産	43	そ の 他	65
建 物	2	固 定 負 債	9,504
工 具 、 器 具 及 び 備 品	40	長 期 借 入 金	9,425
リ ー ス 資 産	0	リ ー ス 債 務 金	0
無 形 固 定 資 産	1	退 職 給 付 引 当 金	55
投 資 そ の 他 の 資 産	633	長 期 預 り 敷 金	22
投 資 有 価 証 券	251	負 債 合 計	21,440
出 資 金	30	( 純 資 産 の 部 )	
繰 延 税 金 資 産	317	株 主 資 本	10,375
そ の 他	33	資 本 資 金	1,750
資 産 合 計	31,888	資 本 剰 余 金	772
		資 本 準 備 金	772
		利 益 剰 余 金	8,044
		利 益 準 備 金	22
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,022
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,022
		自 己 株 式	△191
		新 株 予 約 権	71
		純 資 産 合 計	10,447
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,888

# 損益計算書

(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		23,301
売上原価		18,578
売上総利益		4,723
販売費及び一般管理費		1,666
営業利益		3,056
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	14	
受取保険金	9	
為替差益	3	
その他	1	29
営業外費用		
支払利息	382	
融資手数料	107	
その他	0	490
経常利益		2,595
特別利益		
新株予約権戻入益	14	14
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		2,610
法人税、住民税及び事業税	833	
法人税等調整額	△44	789
当期純利益		1,820

独立監査人の監査報告書

2024年7月19日

株式会社プロパスト  
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人  
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 園山 隆幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロパストの2023年6月1日から2024年5月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月22日

株式会社プロパスト	監査役会
常勤監査役 (社外監査役)	秋 山 高 弘 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	井 上 勝 次 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	大 倉 圭 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対して安定的な利益還元を継続することを目標にしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>4円</b> 配当総額 <b>135,809,580円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年8月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、取締役会の監督機能をより強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、ステークホルダーの期待により的確に 대응する体制の構築を目指すため、また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会の運営の柔軟化・明確化の観点から、招集手続、定足数、議事録の作成等の規定を追加・変更し、また、配当の対象となる株主の定義、未払いの配当金の取り扱いの明確化を行うため、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正、および条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第26条 （条文省略）</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第370条の規定により、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第28条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役の数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役の中から常勤の監査役</u>を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会</u>の招集は、会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款の他、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は<u>議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款の他、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の実任免除)</u>  <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p>
<p>第37条～第38条 （条文省略）</p>	<p>第35条～第36条 （現行どおり）</p>
<p><u>(報酬等)</u>  <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>(報酬等)</u>  <u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第40条 （条文省略）</p>	<p>第38条 （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p>
<p>第41条 （条文省略）</p>	<p>第39条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)  第42条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)  第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を<u>基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(期末配当金)  第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。</u></p> <p>(中間配当金)  第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  第42条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u>  当社は、第38期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	つえ まさゆき 津江 真行	代表取締役社長	再任
2	とくら しげる 都倉 茂	取締役専務執行役員 統括本部長	再任
3	やの よしあき 矢野 義晃	取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	再任
4	たまき たかし 玉置 貴史	社外取締役	再任 社外
5	はぎわら こうじ 萩原 浩二	社外取締役	再任 社外
6	みうら よしあき 三浦 義明	社外取締役	再任 社外
7	たのしも ひろあき 田下 宏彰	社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
1 再任	つえ まさゆき <b>津江 真行</b> (1957年5月26日生) 【95,000株】	1982年4月 東洋信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 2004年2月 当社 入社 取締役 総務部長 2005年12月 当社 常務取締役 2008年6月 当社 取締役副社長CFO 2009年2月 当社 代表取締役社長 (現任)	なし
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>津江真行氏は、長年、当社の代表取締役社長として社業を牽引し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社のコーポレートガバナンスの向上と持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2 再任	とくら しげる <b>都倉 茂</b> (1963年6月12日生) 【81,500株】	1986年4月 (株)熊谷組 入社 2002年1月 当社 入社 2004年2月 当社 設計部長 2005年12月 当社 執行役員 設計部長 2009年8月 当社 取締役 2011年8月 当社 取締役 事業本部長兼設計部長 2013年6月 当社 常務取締役 事業本部長 2014年4月 当社 常務取締役 統括本部長 2018年6月 当社 専務取締役 統括本部長 2023年3月 当社 取締役 専務執行役員 統括本部長 (現任)	なし
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>都倉茂氏は、長年、当社の取締役として主に営業部門を統括し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社の持続的な事業拡大に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
3 再任	やの よしあき <b>矢野 義晃</b> (1967年7月29日生) 【67,900株】	1990年4月 東洋信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 2006年8月 当社 入社 経営企画部長 2011年8月 当社 取締役 管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 当社 常務取締役 管理本部長兼経営企画部長 2023年3月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長(現任)	なし
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>矢野義晃氏は、長年、当社の取締役として主に管理部門を統括し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社の継続的な管理体制の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p>	<p style="text-align: center;">たまき たかし <b>玉置 貴史</b> (1977年11月2日生) 【16,200 株】</p>	<p>2005年 1月 (株)シノケングループ入社 2012年 3月 (株)シノケンプロデュース (現(株)シノケンハーモニー) 取締役 2016年 1月 同社 取締役社長 2016年 1月 (株)シノケングループ 執行役員 2019年 3月 (株)シノケンプロデュース (現(株)シノケンハーモニー) 代表取締役社長 2020年 3月 (株)シノケングループ 取締役執行役員 2020年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2020年10月 (株)シノケンプロデュース 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 (株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長 (現任) 2022年 1月 (株)シノケングループ 取締役常務執行役員 2023年 1月 (株)シノケングループ 取締役専務執行役員 2023年 4月 (株)シノケングループ 専務取締役COO (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 玉置貴史氏は、(株)シノケングループにおいて長く賃貸住宅の企画・マーケティングおよび賃貸管理業務等に携わり、同社の取締役就任後は企画・管理部門を担当し、コーポレートガバナンス等を掌管しておりました。また、現在もCOO（最高執行責任者）を務めており、これらを通じて培われた豊富な経営の経験、幅広い見識を有しております。 これらに基づき、社外取締役として当社の職務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社の経営に適宜助言をいただいております。引き続き、経営全般、特にコーポレートガバナンスに関して専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって4年となります。</p>	<p style="text-align: center;">あり 注2,3 参照</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p>	<p style="text-align: center;">はぎわら こうじ <b>萩原 浩二</b> (1970年8月22日生) 【16,200 株】</p>	<p>2000年 4月 弁護士登録 原山法律事務所 入所 2003年 2月 馬場・澤田法律事務所 入所 2014年 6月 当社 社外取締役 (現任) 2016年 2月 (株)シノケングループ 法務室室長 2019年 4月 同社 執行役員法務・コンプライアンス担当 法務室室長 2023年 4月 (株)シノケングループ 法務室室長 (現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 萩原浩二氏は、社外取締役となること以外の方法で過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律の専門知識と、(株)シノケングループの法務室長及び法務・コンプライアンスを担当する執行役員として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き、特に法的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって10年2ヶ月となります。</p>	<p style="text-align: center;">あり 注2 参照</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
6 再任 社外	みうら よしあき <b>三浦 義明</b> (1968年5月25日生) 【16,200株】	1995年6月 ㈱日商ハーモニー 入社 2005年3月 同社 取締役 2007年5月 ㈱日商ハーモニー (現 ㈱シノケンプロデュース) 取締役 2008年4月 同社 代表取締役社長 2012年3月 ㈱シノケングループ 取締役 2014年6月 当社 社外取締役 (現任) 2016年1月 ㈱シノケングループ 取締役常務執行役員 2019年3月 ㈱シノケンウェルネス 代表取締役社長 (現任) 2020年10月 ㈱シノケンハーモニー 代表取締役社長 (現任)	あり 注3 参照
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 三浦義明氏は、㈱シノケングループの営業部門を管掌する取締役および同社子会社の代表取締役として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいております。 同氏には引き続き、特に営業活動について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年2ヶ月となります。		
7 再任 社外	たのしも ひろあき <b>田下 宏彰</b> (1954年1月22日生) 【16,200株】	1972年4月 ㈱小川建設入社 2006年4月 同社 執行役員 工事本部長 2009年6月 同社 代表取締役社長(現任) 2009年11月 ㈱小川建物 代表取締役社長 (現任) 2019年8月 当社 社外取締役 (現任) 2021年4月 ㈱シノケングループ 執行役員ゼネコン事業セグメント担当	あり 注4 参照
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 田下宏彰氏は、長年、㈱小川建設の代表取締役として培われた建設会社の経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の職務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいております。 同氏には引き続き、経営全般、特に建築および建物管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。		

- (注) 1. 玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏および田下宏彰氏は、社外取締役候補者であります。
2. ㈱シノケングループは、議決権比率で36.45% (2024年5月31日現在) の当社株式を有する当社の主要株主であります。また、㈱シノケングループは持株会社としてグループで不動産関連事業及びその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有しております。

3. (株)シノケンハーモニー、(株)シノケンプロデュース、(株)シノケンウェルネスおよび(株)シノケンファシリティーズは、(株)シノケングループの完全子会社であります。また、(株)シノケンハーモニーおよび(株)シノケンプロデュースは宅地建物取引業等において当社と競業関係にあります。
4. (株)小川建設は、(株)シノケングループの完全子会社であり、当社が開発する物件の建築工事を請負う取引関係がありますが、2024年5月期における取引額は互いに軽微であります。また、(株)小川建物は(株)小川建設の完全子会社であり、宅地建物取引業等において当社と競業関係にあります。
5. 当社定款に基づき、当社は、玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏、田下宏彰氏と法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏、田下宏彰氏と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（当社役員）の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の違法行為等に起因する場合を除く）。各候補者が当社役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での継続を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	在任期間 (本総会終結時)		
1	あきやま たかひろ 秋山 高弘	常勤社外監査役	6年	新任	社外
2	いのうえ かつじ 井上 勝次	社外監査役	10年	新任	社外
3	おおくら けい 大倉 圭	社外監査役	3年	新任	社外

新任 新任候補者

社外 社外取締役候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の株数】	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
1 新任 社外	あきやま たかひろ <b>秋山 高弘</b> (1955年8月9日生) 【一 株】	1978年 4月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行 1987年10月 (株)日本情報サービス (現 (株)日本総合研究所) 出向 2001年 4月 同社 財務経理部長 2011年 6月 同社 監査室長 2014年10月 同社 常任監査役 2018年 8月 当社 常勤社外監査役 (現任)	なし
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>秋山高弘氏は、銀行業務および財務経理部長を歴任した経験から財務面において高い見識を有しており、また、当社社外監査役としても職務を適切に遂行してきたことから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p> <p>選任後は、監査役経験者としての知見を活かし、主にガバナンスの観点から経営全般に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、常勤の監査等委員である取締役への就任を予定しており、当社の事業全般の業務執行状況等につき日常的に監督・監査していただくことを期待します。</p>		
2 新任 社外	いのうえ かつじ <b>井上 勝次</b> (1953年12月13日生) 【一 株】	2001年 6月 税理士登録 2002年 5月 税理士法人トーマツ 入所 2004年 2月 イノウエ税務会計事務所 開所 (現任) 2004年 6月 (株)シノハラ建設システム (現 (株)シノケングループ) 社外監査役 2014年 8月 当社 社外監査役 (現任) 2021年 3月 (株)シノケングループ 社外取締役 (監査等委員) 2023年 4月 (株)シノケングループ 監査役 (現任)	なし 注3
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>井上勝次氏は、税理士として培われた税務の専門的知識・経験を活かし、当社社外監査役としても職務を適切に遂行してきたことから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。</p> <p>選任後は、税理士としての専門的な知見を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督および監査機能のため尽力いただくことを期待します。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の株数】	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p>	<p style="text-align: center;">おおくら けい <b>大倉 圭</b> (1980年8月1日生) 【一 株】</p>	<p>2005年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2011年 4月 公認会計士登録 2015年 5月 (株)日本政策投資銀行 出向 2017年 7月 有限責任あずさ監査法人 勤務 2018年10月 (株)シノケングループ 入社（現任） 2020年 3月 コンピュータシステム(株) 監査役 2021年 6月 (株)シノケンアセットマネジメント 監査役（現任） 2021年 6月 ジック少額短期保険(株) 監査役（現任） 2021年 8月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 大倉圭氏は、公認会計士として培われた会計の専門的知識・経験を活かし、当社社外監査役としても職務を適切に遂行してきたことから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。 選任後は、公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に会計的な観点から経営全般の監督および監査機能のため尽力いただくことを期待します。</p>	<p style="text-align: center;">あり 注3,4 参照</p>

- (注) 1. 秋山高弘氏、井上勝次氏および大倉圭氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、秋山高弘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社は、秋山高弘氏に加えて、井上勝次氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. (株)シノケングループは、議決権比率で36.45%（2024年5月31日現在）の当社株式を有する当社の主要株主であります。また、(株)シノケングループは持株会社としてグループで不動産関連事業およびその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有しております。
4. (株)シノケンアセットマネジメントは、(株)シノケングループの完全子会社であります。また、ジック少額短期保険(株)は、(株)シノケングループの子会社であります。
5. 当社定款に基づき、当社は秋山高弘氏、井上勝次氏、大倉圭氏と法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は秋山高弘氏、井上勝次氏、大倉圭氏と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（当社役員）の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の違法行為等に起因する場合を除く）。各候補者が当社役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での継続を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の株数】	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
くにさわ よういち <b>國澤 曜一</b> (1961年9月17日生) 【一株】	2006年5月 (株)SHC (現(株)シノケンコミュニケーションズ) 入社 2011年8月 (株)シノケングループ 内部監査室 室長代理 2021年1月 (株)シノケングループ 内部監査室 室長 (現任)	あり 注2 参照

### 【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

國澤曜一氏は、これまで会社の経営に関与したことはありませんが、総合不動産事業会社において内部監査業務に携わっており、不動産取引全般において高い見識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者といたしました。

就任された場合は、内部監査経験者としての知見を活かし、主にガバナンスの観点から経営全般に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、当社の事業全般の業務執行状況等につき監督・監査していただくことを期待します。

- (注) 1. 國澤曜一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. (株)シノケングループは、議決権比率で36.45% (2024年5月31日現在) の当社株式を有する当社の主要株主であります。(株)シノケングループは持株会社としてグループで不動産関連事業およびその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有しております。
3. 本議案が承認され、國澤曜一氏が取締役役に就任した場合、当社定款に基づき、当社は同氏と、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者(当社役員)の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者の違法行為等に起因する場合を除く)。本議案が承認され、國澤曜一氏が当社役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での継続を予定しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を以下のとおりといたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

### 1. 提案の理由

当社の取締役の報酬額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。

今般、第2号議案「定款一部変更の件」の株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を設定するものであります。

### 2. 変更の内容

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢等諸般の事情も考慮し、現行の報酬額と同額の年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額75百万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」につきまして、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員であるものを除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

### 1. 提案の理由

今般、第2号議案「定款一部変更の件」の株主総会における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、新たに監査等委員である取締役の報酬額を設定するものがあります。

### 2. 設定の内容

監査等委員である取締役の報酬額は、その職務と責任を考慮し、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであるため、必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

## 第8号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」および第6号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

### 1. 提案の理由

当社は、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）で、譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただいております。

今般、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、上記と同様の目的で、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、「対象取締役」という。）に対して、第6号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額決定の件」に基づく報酬枠の内枠で、譲渡制限付株式を付与するための報酬を設定するものであります。

### 2. 提案の内容

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとします。本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年16万株以内（うち社外取締役分は年4万株以内）といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、上限株式数はその比率に応じて調整するものとします。また、各取締役に対する具体的な配分については取締役会にて決定します。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名（うち社外取締役4名）となります。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1)対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2)対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3)当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。
- (5)上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7)上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

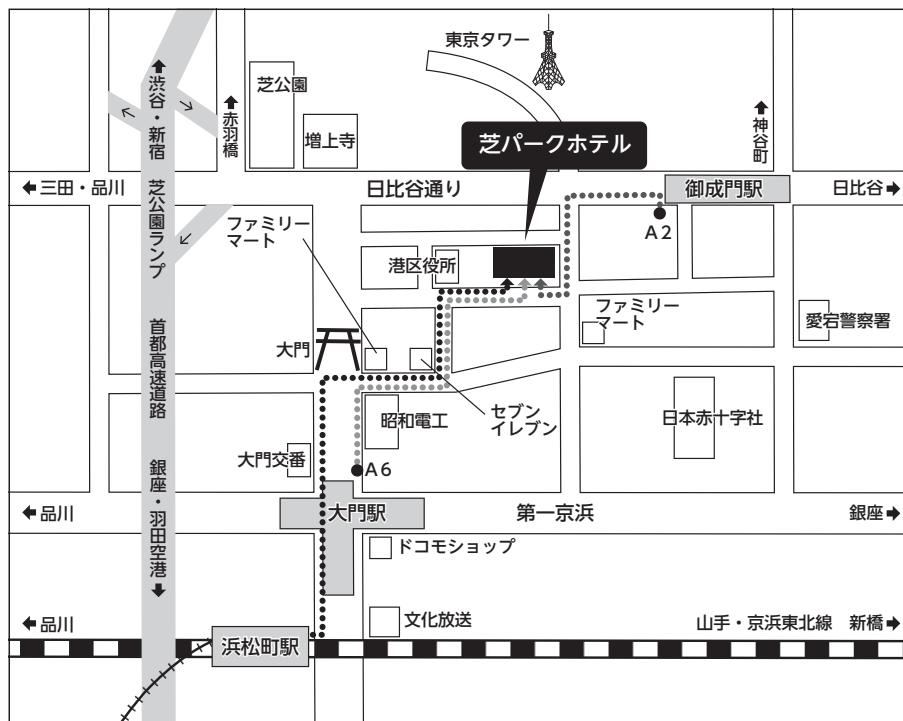
当社は本株主総会閉会後に開催予定の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定める予定であり、その概要は事業報告3.（6）①「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の内容に準ずる予定であります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う、必要かつ合理的な内容と判断しております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される上限の株式数が、発行済株式総数（2024年5月31日時点）に占める割合は0.46%とその希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：芝パークホテル 2階 「ローズの間」  
 東京都港区芝公園一丁目5番10号  
 電話 03-3433-4141

交 通：御成門駅（都営三田線） A2出口 徒歩2分  
 大 門 駅（都営浅草線・都営大江戸線） A6出口 徒歩4分  
 浜松町駅（JR山手線・京浜東北線、東京モノレール） 北 □ 徒歩8分



※当会場には専用駐車場がございませんので、  
 ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。